

若い世代の子どもや子育て世代との交流・体験事業費補助金交付要領

第1 趣旨

若い世代の子どもや子育て世代との交流・体験事業費補助金の交付については、若い世代の子どもや子育て世代との交流・体験事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

なお、若い世代とは中学生から新社会人等のことをいう。

第2 交付の申請

（1）要綱第4（1）カのその他知事が必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 申請者の定款・規約等の写し
- イ 申請者の過去3年分の収支決算書の写し
- ウ 事業費の積算根拠となる資料

（2）要綱第4（2）の提出期限は令和7年7月31日（木）までとする。

第3 変更の承認申請

要綱第6オのその他知事が必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 事業費の積算根拠となる資料

第4 実績報告

要綱第7（1）オその他知事が必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 事業費の積算根拠となる資料

第5 補助事業の実施期間

交付決定日～令和8年1月9日（金）まで

第6 採択

交付の申請を受け、事業内容、事業計画等について審査を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内で採択する。

なお、必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。

第7 アンケートの実施

補助事業実施後に参加者に対して行うアンケートは、県で作成したものを使用して行い、アンケート結果をとりまとめの上、県へ提出する。

第8 事業実施レポートの作成

補助事業実施後、1か月以内に事業実施レポートを作成し、静岡県子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ子育てナビ」へ掲載する。

第9 書類提出先、問合せ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県健康福祉部こども若者局こども未来課子育て支援班
電話番号 054-221-3546
E-mail kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp

附則

この要領は、令和5年6月16日から施行する。

附則

この改正は、令和 6 年 7 月 2 日から施行する。

附則

この改正は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。